

18

民法

令和 06 年度

問題 45 改

Aは、海外からコーヒー豆を輸入して国内の卸売業者に販売する事業を営んでいる。Aは、卸売業者Bにコーヒー豆1トン（以下「甲」という。）を販売し、甲は、B所有の倉庫内に第三者に転売されることなくそのまま保管されている。Aは、Bに対し、甲の売買代金について、その支払期限経過後、支払って欲しい旨を伝えたが、Bは、経営不振を理由に、いまだAに支払っていない。BにはA以外にも一般債権者がいる。この場合に、Aは、甲についていかなる権利に基づき、どのような形で売買代金を確保することができるか。民法の規定に照らし、40字程度で記述しなさい。なお、A B間の売買を解除することは考慮しないものとする。

(下書用)

10

15


## 解答例

---

Aは、動産売買の先取特権に基づき、甲の競売代金から優先して弁済を受ける形で確保できる。(43字)

※総合講義民法・311頁参照

一般財団法人 行政書士試験研究センター公開の解答例①

Aは、動産売買の先取特権に基づき、一般債権者に優先して売買代金を確保することができる。(43字)

一般財団法人 行政書士試験研究センター公開の解答例②

動産売買の先取特権に基づき、甲を競売して、一般債権者に優先して売買代金を確保する。(41字)

※ なお、改題前の問題には、問題文のうち「なお、A B間の売買を解除することは考慮しないものとする。」はありませんでした。

改題前の問題に関しては、以下の解答例も公開されていました。

一般財団法人 行政書士試験研究センター公開の解答例③

Bに催告し、相当期間履行がなければ解除権により契約解除し、甲の返還を求め、Aが売却する。(44字)

## 配点の目安

---

採点項目	配点	得点
① 動産売買の先取特権に基づくこと	8	
② 優先的に弁済を受ける形で確保できること	8	
③ ②の弁済を受けるのは、甲の競売代金からであること	4	
合計点	20	

**類型** ① 要件型 ② 効果型 ③ その他

## STEP 1 問題文の検討

---

本問では、コーヒー豆の販売業者であるAは、「卸売業者Bにコーヒー豆1トン（以下「甲」という。）を販売し」たが、「甲の売買代金について、その支払期限経過後、支払って欲しい旨を伝えたが、Bは、経営不振を理由に、いまだAに支払っていない」とあり、AはBに対する甲の売買代金の支払いを受けることができていない。また、BにはA以外にも一般債権者がいる状況にある。

以上のような場合において、「Aは、甲についていかなる権利に基づき、どのような形で売買代金を確保することができるか」が本問では問われている。そのため、解答では、①Aは、甲についていかなる権利を有しているか、②Aが甲の売買代金をどのような形で確保することができるかを書けばよい。

## STEP 2 知識の抽出

---

### 1 甲についてAが有している権利について

本問の甲は、Aが、自己の売買代金債権の債務者であるBに販売したコーヒー豆1トンであり、現在B所有の倉庫内に第三者に転売されることなくそのまま保管されているものである。この甲を、Aは「売買代金を確保する」ために用いようとしている。

民法の規定によれば、動産の売買によって生じた債権を有する者は、当該動産について先取特権を有している（動産売買の先取特権、民法311条5号）。

したがって、Aは、甲について動産売買の先取特権を有しており、この権利に基づいて売買代金を確保することとなる。

### 2 甲の売買代金をどのような形で確保することがで

## きるかについて

先取特権者は、先取特権を行使することにより、その目的物の競売代金から優先して弁済を受けることができる。

したがって、Aは、甲の競売代金から優先して弁済を受ける形で、売買代金を確保することができる。

## STEP3 解答の作成

---

### 1 本問の解答で書くべきことの整理

#### (1) 甲についてAが有している権利

動産売買の先取特権

#### (2) 甲の売買代金をどのような形で確保することができるか

甲の競売代金から優先して弁済を受ける形で確保する

### 2 解答の下書き

Aは、動産売買の先取特権に基づき、甲の競売代金から優先して弁済を受ける形で確保することができる。(48字)

### 3 字数の調整

#### (1) 重複した記述・余事記載を削除する

今回は特になし。

**(2) 文意を変えずに字数を減らす**

- 「確保することができる」を「確保できる」にする

Aは、動産売買の先取特権に基づき、甲の競売代金から優先して弁済を受ける形で確保することができる。(43字)

**(3) 問題文と重複している記述を削除する**

今回は特になし。